

B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる

# 肝がん・重度肝硬変 の医療費助成について

(令和3年4月から「通院」が追加)

和歌山県では、当該医療に係る自己負担額が一定額を超えた月が、2年で2か月以上ある場合、その医療費の一部を助成しています。



## 1. 対象者

以下のすべての条件を満たしている方

- 肝がん・重度肝硬変と診断され入院治療又は通院治療を受けている
- 世帯年収が概ね370万円以下
- 肝がん・重度肝硬変の治療の研究に協力していただける

## 2. 対象となる医療

B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変の患者に対して行われる入院医療又はB型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がんの患者に対して行われる通院治療で保険適用となっているものが対象です。

※通院治療は、「分子標的薬を用いた化学療法」、「肝動注化学療法」又は「粒子線治療」に係るものに限りません。

## 3. 助成制度利用の流れ

### ① 受診の状況を記録します

肝がん・重度肝硬変と診断されたら、受診した保険医療機関、お住まいの地域の保健所または和歌山県ホームページから医療記録票（様式9-1または9-2）を入手してください

### ② 助成を受ける手続きをします

指定医療機関の医師に臨床調査個人票（診断書）を記載してもらった上で、同意書に署名してください

肝がん・重度肝硬変で受診する度に、保険医療機関で医療記録票に受診の記録をしてください

「申請書」に「臨床調査個人票及び同意書」や「医療記録票」などを添えて県へ申請してください（※詳しくは「5. 申請に必要な書類等」をよくお読みください）

肝がん・重度肝硬変の医療費の自己負担額が、高額療養費の基準額を超えた月が過去24月で既に1か月以上あるときに、2か月目から自己負担額が月1万円となるように助成を受けることができます（※ただし、2か月目以降は指定医療機関への受診が要件となります）

（注）参加者証の申請には、自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が1か月以上あることが記載された医療記録票が必要です。

## 4. 指定医療機関について

上記3のとおり、本制度の助成対象となるには、2か月目以降は県が指定する医療機関（指定医療機関）で入院又は通院していることが必要です。指定医療機関は和歌山県のホームページで確認することができます。[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/041200/h\\_kansen/livercancerhp.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/041200/h_kansen/livercancerhp.html)

※県外の医療機関の指定については、医療機関が所在する都道府県の指定を受けていれば、和歌山県が指定する指定医療機関と同様の取扱いになります。

## 5. 申請に必要な書類等

### (1) 申請手続きについて

以下の必要書類を添えて、お住まいの地域を管轄する保健所へ申請してください。  
知事の認定を受けると、「**肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証**」が交付されます。

提出書類		70歳未満	70歳以上 75歳未満	75歳以上
①	参加者証交付申請書	○	○	○
②	臨床調査個人票及び同意書	○	○	○
③	被保険者証の写し	○	/	/
	被保険者証と高齢受給者証の写し	/	○	/
	後期高齢者医療保険受給者証の写し	/	/	○
④	限度額適用認定証等の写し	○	○(※1)	○(※1)
⑤	申請者の住民票の写し	○	○	○
	(ただし、申請者の所得区分が「一般」に当たる場合は)世帯全員の記載のある住民票の写し	/	○	○
⑥	医療記録票(様式9-1または9-2)の写し(※2)	○	○	○
⑦	所得区分の照会に関する同意書	○	○	○
⑧	肝炎治療自己負担限度月額管理票の写し(※3)	○	○	○
(注) 65歳以上75歳未満の者が、後期高齢者医療制度に加入している場合は、75歳以上の例による				

(※1) 70歳以上で所得区分が「一般」にあたる場合は、限度額適用認定証等の写しではなく、**申請者及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類**を提出する必要があります。

(※2) 医療の給付を受けようとする日の属する月以前の24カ月以内に、対象となる医療を受けた月数が既に1月以上あることが記録されていることが必要です。

(※3) 肝炎治療自己負担限度月額管理票の写しは肝炎治療受給者証の交付を受けている方のみ

### (2) 参加者証の有効期間

有効期間は、原則として保健所で申請書を受理した月の初日から1年以内です。ただし、必要と認める場合には、更新手続きによりその期間の延長が可能です。

### (3) 参加者証の変更等

氏名、住所、医療保険、その他申請した事項に変更が生じた場合は「肝炎治療受給者証変更交付申請書」により、住所地を管轄する保健所に提出してください。その他、紛失等があった場合には再交付の申請が必要になります。

### (4) 様式のダウンロード

①、②の書類の様式は、各保健所窓口にて交付するとともに、和歌山県のホームページからダウンロードすることができます。

[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/041200/h\\_kansen/livercancer\\_josei.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/041200/h_kansen/livercancer_josei.html)

## ◆ ご相談の窓口は（お問合せ先・申請窓口）

保健所名	所在地	電話番号
和歌山市保健所	〒640-8137 和歌山市吹上5-2-15	073-488-5118
海南保健所	〒642-0022 海南市大野中939	073-482-0600
岩出保健所	〒649-6223 岩出市高塚209	0736-61-0023
橋本保健所	〒649-7203 橋本市高野口町名古曾927	0736-42-0491
湯浅保健所	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1	0737-64-1291
御坊保健所	〒644-0011 御坊市湯川町財部859-2	0738-22-3481
田辺保健所	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1	0739-26-7933
新宮保健所	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2-4-8	0735-21-9630
新宮保健所串本支所	〒649-4122 東牟婁郡串本町西向193	0735-72-0525

和歌山県福祉保健部健康局健康推進課

和歌山市小松原通一丁目1番地 電話：073-441-2643

